

【令和4年5月31日現在】

水巻町役場 子育て支援課

町内保育施設における災害発生時等の対応について（お願い）

近年における災害の頻発・甚大化を受け、保育施設における非常時の迅速かつ適切な対応が求められていることから、本町に避難情報が発令された場合について下記のとおり基本的な考え方を整理しましたので、ご連絡いたします。

1 臨時休園等の基準策定に係る本町の基本的な考え方

保育所等については、家庭での保育が困難な状況であり、家に1人であることができない年齢の子どもが利用することから、原則、開所とします。

ただし、次の場合には、登園自粛や臨時休園とします。

(1) 台風・豪雨などの自然災害発生時の対応

- 災害発生または災害発生の恐れがある場合において発令される警戒レベルに応じた基準とします。

【「水巻町 保育所等の災害発生時における臨時休園の基準」参照】

(2) 地震発生時の対応

- 震度5強以上の地震が発生し、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合は、施設長の判断により、登園自粛や臨時休園とします。

ただし、施設の安全と職員体制の確保が難しい場合は震度を問わず施設長が判断し、担当課に報告します。

2 保護者の方へのお願い

- 災害等発生時には園から対応について連絡があるかと思いますが、連絡ができない場合も考えられますので、携帯電話事業者が無料で提供する「緊急速報メール」の活用や福岡県の防災メール「まもるくん」を事前にご登録いただきますようお願いいたします。

防災メール「まもるくん」URL・QRコード

<https://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp/>



- 風水害・地震等により危険を感じた場合や、避難情報が発令されたときは、早めの判断と対応がお子様の安心・安全につながりますので、園からの連絡を待たずに、速やかなお迎えをお願いいたします。

3 保育所等に在籍する児童の保護者の勤務先事業主の方へのお願い

災害発生時等に登園自粛や臨時休園になった場合は、保護者の勤務について、必要に応じて在宅勤務や自宅待機、特別休暇の付与など家庭保育が可能となるよう特段のご配慮をお願いいたします。

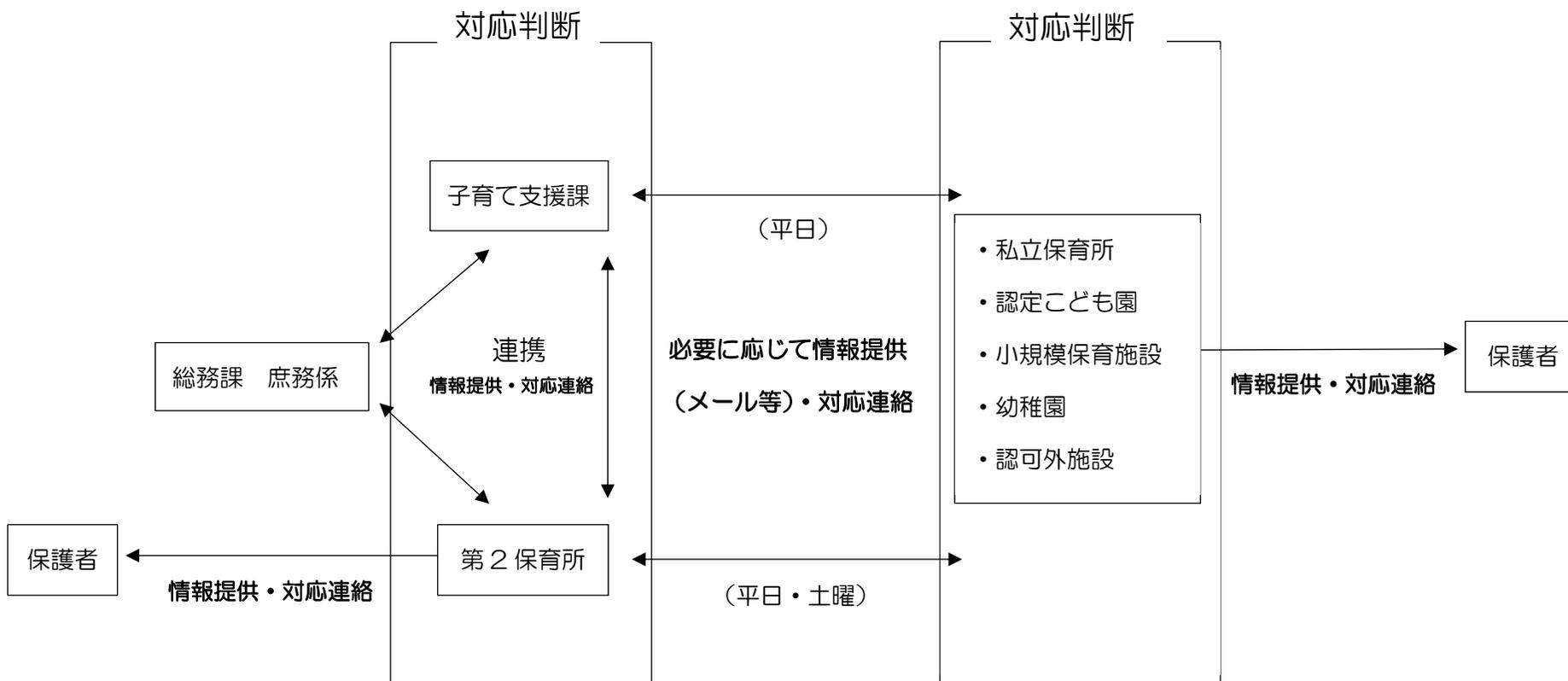
水巻町 保育所等の災害発生時における臨時休園の基準

住民がとるべき行動	警戒レベル	町からの情報 (避難情報等)	休園基準	保育所等の対応基準	
				開所前 (登園前)	開所中 (保育中)
命を守るための最善の行動をとる	5	緊急安全確保	休園	・保護者へ休園の旨連絡	・あらかじめ想定している避難対応を行う ※保護者への状況報告及び速やかなお迎えの依頼
危険な場所から全員避難	4	避難指示	原則休園 ※施設及び施設周辺の安全が確保されている場合に限り開園できる	・保護者へ休園（開園）の連絡 <u>〈開園する場合〉</u> ・保護者へ、家庭での保育が可能な場合は登園を控えるように、また、登園する場合は今後警戒レベルが引き上がった場合「速やかなお迎えの依頼」に対応できるように連絡	・あらかじめ想定している避難対応を行う <u>〈休園する場合〉</u> ・保護者への状況報告及び速やかなお迎えの依頼 <u>〈開園のままの場合〉</u> ・保護者への状況報告、可能な範囲でのお迎えの依頼及び今後の警戒レベル引き上げの際の対応通知
高齢者・障がい者・乳幼児とその支援者は危険な場所から避難、その他の人は避難準備	3	高齢者等避難	原則開園 ※施設及び施設の周辺の安全が確保されていない場合は休園	・保護者へ今後の警戒レベルの引き上げ等を考慮し、登園の判断をする旨連絡 <u>〈休園する場合〉</u> ・保護者へ休園の連絡	・保護者へ今後の警戒レベル引き上げの際の対応通知 <u>〈休園する場合〉</u> ・保護者への状況報告及び速やかなお迎えの依頼 ・あらかじめ想定している避難対応を行う
自らの避難行動を確認	2	大雨注意報・洪水注意報など	開園		
災害への心構えを高める	1	早期注意情報	開園		

〈留意事項〉

- ① 臨時休園は町が発令する警戒レベル（避難情報等）に応じて判断し、原則、警戒レベル4で臨時休園となります。警戒レベルは、町が様々な情報をもとに総合的に判断し発令するため、必ずしも防災気象情報等と同じレベルの警戒レベル（避難情報等）が同時に発令されるわけではありません。
- ② 上記基準のほか、その運用に当たっては、施設長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況（予見される場合を含む）、施設の立地状況や周辺状況、職員の参集状況等を把握したうえで、対応を判断します。
- ③ 上記基準等により臨時休園をした場合においても、保護者が災害発生の状況において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等であって、かつ、施設での保育の提供が可能な場合は、施設長の判断により、その子どもを受け入れることができます。

災害発生時の連携体制



- 町からの情報（避難情報等）を確認し、「保育所等の災害発生時における臨時休園の基準」をもとに各施設で対応を判断
- 日曜・祝日は、各施設は開所していないので、防災メール等で災害情報の確認を行うか、役場総務課庶務係が待機している場合は各施設から役場へ連絡し、災害情報の確認が可能